

ビタミンM No.126

～ 1枚5分で1ヶ月の経営に効く ～ (2022年9月号)

<今月のトピックス>

- ・2022年度地域別最低賃金額改定
- ・2022年10月からの雇用保険料率
- ・施行目前！社会保険適用拡大、『月額8.8万円以上』に含める賃金は？

2022年度地域別最低賃金額改定

ビタミンMの“M”とは、“Management”を指し、“お客様の経営に効く”“お客様に活力を与える”存在でありたいとの願いが込められています

2022年8月2日、今年度の地域別最低賃金額改定の目安について答申のとりまとめが公表されました。今後、各地方最低賃金審議会で、この答申を参考にしつつ、地域における賃金実態 調査や参考人の意見等も踏まえた調査審議の上、答申を行い、各都道府県労働局長が地域別最低賃金額が決定されます。

● 引上げ額の目安

各都道府県の引上げ額の目安については、以下4ランクに分けて提示されています。

ランク	引上額	都道府県
A	31円	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	31円	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島
C	30円	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡
D	30円	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄



● 予定される最低賃金額 効力発生日は、例年通りの場合2022年10月1日の予定

都道府県	令和4年度改定目安額(円)	令和3年度最低賃金額(円)	※引上額(円)	都道府県	令和4年度改定目安額(円)	令和3年度最低賃金額(円)	※引上額(円)	都道府県	令和4年度改定目安額(円)	令和3年度最低賃金額(円)	※引上額(円)
北海道	920	889	31(30)	大阪	1,023	992	31(31)	福岡	900	870	30(30)
東京	1,072	1,041	31(31)	兵庫	960	928	32(31)				
京都	968	937	31(31)	奈良	896	866	30(30)				

※引上額は地方審議会答申結果、カッコ内は引上げ目安額

2022年10月からの雇用保険料率

【一般の事業】期間	労働者負担率①	事業主負担率②	雇用保険料率①+②
2022年10月～2023年3月	5/1,000	8.5/1,000	13.5/1,000

※農林水産業、清酒製造業、建設業の保険料率は左表と異なります。

施行目前！社会保険適用拡大、『月額8.8万円以上』に含める賃金は？

社会保険適用拡大で新たに保険加入対象となる要件に「月額賃金が8.8万円以上」とありますが、これに含まれない賃金があると聞きました。何が含まれて、何が含まれないのでしょうか。



①

まず、新たな加入対象者は以下の要件を全て満たす、パート・アルバイトの方です。

【加入要件】

- ☑ 週の所定労働時間が20時間以上
- ☑ 月額賃金が8.8万円以上
- ☑ 2ヶ月を超える雇用の見込みがある
- ☑ 学生ではない

月額賃金8.8万円は、基本給及び諸手当で判断します。ただし、以下の賃金は算入されません。

- ① 臨時に支払われる賃金(結婚手当等)
- ② 1月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与等)
- ③ 時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金(割増賃金等)
- ④ 最低賃金に算入しないことを定める賃金(精皆勤手当、通勤手当及び家族手当)



②

今まで、社会保険の資格取得時には通勤手当等も含めて報酬月額を記載していましたが、含めなくてよかったのでしょうか。



③

報酬月額には、労働の対償として経常的かつ実質的に受けるもので被保険者の通常の生計に充てられる全てのものを含めます。

このため、短時間労働者の被保険者資格の取得に当たっての要件(月額賃金が8.8万円以上)の判定の際に算入しなかった諸手当等も加味して報酬月額を算出します。



④

8.8万円より下がったらすぐに資格を喪失しなければならないのでしょうか。また、毎月下がっているかどうかのチェックは必要でしょうか。



⑤

原則として、資格取得後に雇用契約等が見直され、月額賃金が8.8万円を下回る事が明らかになった場合を除き、被保険者資格を喪失することはありません。

そのため、毎月確認する必要はありませんが、常態的に8.8万円を下回る状況が続く場合は、実態を踏まえた上で雇用契約の変更を行い、その上で資格喪失手続きをすることを推奨します。



⑥

ビタミンMの内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと及び誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いません。また、ビタミンMの内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時点での内容を官公庁等にご確認ください。

「ビタミンM」はメールでの配信も可能です。「kcr@nkgr.co.jp」に「**事業所名・お名前・メール配信希望**」をご記入の上、メールをお送りください。毎月、労務に関する最新情報をお届けいたします。

お気軽に
ご質問・ご相談ください



社会保険労務士法人 日本経営(日本経営グループ)

〒561-0872

大阪府豊中市寺内2-4-1緑地駅ビル4階

発行責任者: 社会保険労務士 岩田 健

執筆担当者: 岩城 恵美

TEL: 06-6868-1193

FAX: 06-6862-4662

Mail: kcr@nkgr.co.jp



←Q&A事例集はこちら

作成日: 2022.8.22

NK-GROUP
イラスト協力: WANPUG